

国民健康保険にご加入の方へ

○8月1日から新しい「国民健康保険被保険者証」に切り替わります（有効期限 令和5年7月31日）

新保険証は茶色で、7月中に郵送します。（年齢等の要件により7月31日以前に有効期限が設定されている場合があります。詳しくは保険証に同封の通知をご確認ください。）

70歳から74歳の方は、自己負担割合が記載された「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

お願い 有効期限の切れた古い保険証などは、個人情報にご留意の上、ご自身で破棄してください。

高額療養費の窓口負担が軽減されます

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示で、一医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

年齢・所得に応じた限度額は別表のとおりです。

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額となる場合があります。手続きが遅れると食事代の減額は受けられません。認定証が必要な場合は、手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

○国民健康保険 (1)保険証(2)世帯主と認定を受ける方のマイナンバーが分かるもの(3)本人確認書類

○後期高齢者医療 (1)保険証(2)マイナンバーが分かるもの(3)本人確認書類

なお、後期高齢者医療の被保険者で昨年度中に認定証の交付を受けていた方は、新しい認定証を7月中に郵送します。（※昨年の所得により郵送されない場合があります。届かない方はお問い合わせください。）

■70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区 分		限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)	申請手続き
ア	年間所得901万円超	252,600円+ (医療費の総額-842,000円) ×1%	140,100円	必要
イ	年間所得600万円超901万円以下	167,400円+ (医療費の総額-558,000円) ×1%	93,000円	必要
ウ	年間所得210万円超600万円以下	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1%	44,400円	必要
エ	年間所得210万円以下	57,600円	44,400円	必要
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	必要

※自己負担額の計算条件(70歳未満の人の場合)

- ①暦月(1日~末日)ごとに計算をします。
- ②同じ医療機関でも内科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。
- ③2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算になります。
- ④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

■70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

区 分		外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	限度額(4回目以降)	申請手続き
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円) ×1%		140,100円	不要
現役並みⅡ	課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+ (医療費の総額-558,000円) ×1%		93,000円	必要
現役並みⅠ	課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1%		44,400円	必要
一 般	課税所得145万円未満	18,000円 年間上限144,000円	57,600円	44,400円 ※入院を伴う場合のみ	不要
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	-	必要
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯	8,000円	15,000円	-	必要

※自己負担額の計算条件(70歳以上の人の場合)

- ①暦月(1日~末日)ごとに計算をします。
- ②外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。
- ③病院・診療所、内科・歯科の区別なく合算します。
- ④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

後期高齢者医療保険にご加入の方へ

○後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送します

納付書が同封されている方は、金融機関等で納めてください。それ以外の方は受給されている年金からの天引きか、登録いただいている口座からの引き落としとなりますので確認してください。

令和4年度国民健康保険税納税通知書を送付します

送付時期 7月中旬発送予定

○所得の少ない世帯に対する軽減

国民健康保険税（以下、国保税）には、所得が一定基準以下の世帯に対し、均等割と平等割を軽減する制度があります。

該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯主および世帯内の加入者（特定同一世帯所属者を含む）の中に未申告者などがある場合、軽減対象世帯であっても適用は受けられません。

対象となる世帯

前年の総所得金額等	軽減割合
世帯の所得が43万円 + {(*1 給与所得者等の数 - 1) × 10万円} 以下	7割
世帯の所得が43万円 + {28万5千円 × (加入者数 + *2 特定同一世帯所属者数)} + {(*1 給与所得者等の数 - 1) × 10万円} 以下	5割
世帯の所得が43万円 + {52万円 × (加入者数 + *2 特定同一世帯所属者数)} + {(*1 給与所得者等の数 - 1) × 10万円} 以下	2割

※1 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。

※2 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した方です。

○未就学児にかかる軽減

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額が5割軽減されます。

○後期高齢者医療制度移行による平等割の軽減

国民健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その世帯の国民健康保険加入者が1人だけとなった場合、平等割が5年間半額になり、その後、3年間は4分の1が軽減されます。（該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯構成が変わると対象外になる場合があります）

○社会保険等の被保険者だった方の減免

社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入した場合、申請により国保税を減免します。

○非自発的失業者に対する軽減

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職をされた方は、申請により国保税を軽減します。

対象となる方

離職時点において65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方

○賦課限度額の改定

賦課限度額（上限）について、医療分は61万円から63万円に、介護分は16万円から17万円に改定されました。

◎7月は虐待ゼロ推進月間です！

虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」に電話してください。通報者の秘密は守られます。

埼玉県虐待通報ダイヤル☎#7171

※ひかり電話、IP電話、ダイヤル電話、PHSを利用の場合 ☎0120-80-7171

※どちらもつながらない場合☎048-762-7533

★詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

10月1日から、後期高齢者医療制度被保険者のうち、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。

見直しの背景

- ・令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- ・後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- ・今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

○令和4年度の被保険者証は2回送付されます

- ・1回目の発送 令和4年7月（有効期間は、令和4年8月1日～9月30日です）
- ・2回目の発送 令和4年9月（有効期間は、令和4年10月1日～令和5年7月31日です）

○下記1の条件に該当した上で、2にも該当する場合のみ2割負担となります

1. 世帯内の後期高齢者医療の被保険者のうち、住民税課税所得（課税標準額）（※1）が最大の方の住民税課税所得（課税標準額）が28万円以上

（※1）住民税課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。

2. 年金収入（※2）とその他の合計所得金額（※3）の合計額が次の金額を超えるかどうか

世帯内の被保険者数	年金収入+その他の合計所得金額の合計額
1人	200万円以上
2人以上	320万円以上

（※2）年金収入には、遺族年金や障害年金は含みません。

（※3）その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

○窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

- ・令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】 計算例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口自己負担1割のとき ①	5,000円
窓口自己負担2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、令和4年9月の被保険者証発送後に広域連合から申請書を郵送予定です。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。
- ※申請書は必ず「郵送」でお届けしますので、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることやキャッシュカード、通帳等をお預かりすること、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

○窓口負担割合見直しに関するコールセンター

- ・厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719 月曜日から土曜日 午前9時～午後6時
- ・埼玉県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0120-085-950 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分

令和4年度介護保険料決定通知書を送付します

送付時期 7月中旬 納付すべき金額と納付方法について記載していますので、ご確認をお願いします。

要介護認定を受けている方へ「介護保険負担割合証」を送付します

送付時期 7月中旬

現在お使いの介護保険負担割合証は、有効期限が令和4年7月31日までとなっています。8月1日から1年間有効の割合証を送付しますので、ご自身の負担割合をご確認の上、ご利用の施設にご提示ください。

介護保険施設利用時に、食費と部屋代の軽減が受けられます（負担限度額認定）

介護保険の施設サービスや短期入所サービスを利用する場合、食費と部屋代および日常生活費は自己負担が原則です。ただし、下図の要件を満たす方は、申請により、食費と部屋代の軽減が受けられます。

軽減を受ける条件

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	●老齢福祉年金を受給している、世帯全員が住民税非課税の方 ●生活保護受給者	単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の方	単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下
第3段階①	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円超120万円以下の方	単身で550万円以下 夫婦で1,550万円以下
第3段階②	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入の合計が年間で120万円超の方	単身で500万円以下 夫婦で1,500万円以下

手続きに必要なもの ①申請書兼同意書②利用者本人および配偶者の預貯金通帳のコピーまたは原本（2か月以内に記帳したもの）③利用者本人および配偶者のマイナンバーが分かるもの④申請者（窓口に来る方）の本人確認ができるもの

社会福祉法人などによる利用者負担の軽減制度があります

住民税非課税世帯の方で、世帯の収入状況等を勘案し、生計が特に困難と判断される方に対し、サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。

※申請の要件や必要書類など詳細についてはお問い合わせください。

令和4年7月から介護保険料・後期高齢者医療保険料が
コンビニ・スマートフォン決済で納付できるようになりました！

利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、コミュニティストア、セイコーマート、ハマナスクラブ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、MMK 設置店

利用できるスマートフォン決済サービス

PayB、楽天銀行コンビニ支払サービス、LINE pay、PayPay、au PAY、FamiPay、d払い

※詳細は市HPまたは各アプリのHPでご確認ください。

☎高齢者介護課☎25-5205、保険年金課☎25-5201

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる社会保険料の減免

基準に該当する場合は、申請により以下の社会保険料が減免となります。

減免対象となる保険料 令和4年度分の保険料(税)であって、令和4年4月1日～令和5年3月末の間に納期限(特別徴収の場合は年金支給日)が設定されているもの

	対象となる方(世帯)と減免割合	手続きに必要なもの	申請期限
国民健康保険税 および後期高齢者医療保険料 問 保険年金課 ☎25-5201	①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯(の方)・・・ 全額免除 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯(の方)・・・ 全部または一部を減額 主たる生計維持者について、 (1)事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2)令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること	・「申請書」および「収入状況等報告書」(窓口に備え付けるほか、ご希望があれば郵送します) ・添付書類 ①の場合 医師による(死亡)診断書の写しなど ②の場合 確定申告書、帳簿、給与明細書など、収入の減少が客観的に分かるもの(令和3年中の収入と、令和4年1月以降直近までの収入を比較して、収入の減少が確認できるような書類が必要です)	原則、普通徴収分は納期到来まで、特別徴収分は特別徴収対象年金支給日まで。 普通徴収 第1期納期は8月1日(月)です。 特別徴収 直近の納期は8月15日(月)です。 お手元に本年度の保険料(税)額決定通知書が届いていなくても、申請の受け付けは可能です。
介護保険料 問 高齢者介護課 ☎25-5205	①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者(65歳以上の方)・・・ 全額免除 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第1号被保険者で、次の(1)・(2)の両方に該当する方・・・ 全部または一部を減額 主たる生計維持者について、 (1)事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2)収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること	確定申告書、帳簿、給与明細書など、収入の減少が客観的に分かるもの(令和3年中の収入と、令和4年1月以降直近までの収入を比較して、収入の減少が確認できるような書類が必要です)	同左

※国民健康保険税については、主たる生計維持者が非自発的失業者(P.15参照)に該当する場合は、新型コロナウイルス感染症による減免ではなく、非自発的失業者の軽減制度が適用になります。ただし、給与収入以外の収入について、上記の要件に当てはまる場合は、減免についても適用の対象となる場合があります。

ちちぶ雇用活性化協議会からのお知らせ

申・問 ちちぶ雇用活性化協議会 ☎26-7691 へ電話または **HP** から
 どのセミナーも費用は無料です！



セミナー名	SNSで情報発信/動画編集/無料のJimdoでホームページを作ろう SNS/動画/HP作成セミナー(全4回)	仕事力アップにつながる人気の3講座 ビジネススキル向上セミナー(全3回)	セミナー名	シニア世代活用セミナー <オンライン参加可>	インターンシップ受入セミナー <オンライン参加可>
と き	8月5日(金)・12日(金)・22日(月)・26日(金) 午後1時半～4時半	8月24日・31日、9月7日(全て水曜日) 午後2時～4時	と き	①7月22日(金) ②7月29日(金) 午後2時～4時	①8月2日(火) ②8月9日(火) 午後2時～4時
と ころ	埼玉県立熊谷高等技術専門校秩父分校	秩父宮記念市民会館 げやきフォーラム	と ころ	秩父地域地場産業振興センター5階	秩父地域地場産業振興センター5階
講 師	永友 一朗氏 (ホームページコンサルタント永友事務所)	宮前 昌美氏、 須見 庸子氏、 大村美樹子氏	講 師	特定社会保険労務士 小野 純氏	小澤 明人氏
対 象	秩父地域で就職を希望する求職者	秩父地域で就職を希望する求職者	対 象	秩父地域の事業経営者および経営幹部、人事担当者等	秩父地域の事業経営者および経営幹部、人事担当者等
定 員	20人(先着順)	20人(先着順)	定 員	20人(先着順)	20人(先着順)
内 容	パソコンの基本操作ができる方、GmailまたはYahooメールアドレスが必要です。 ※パソコン不要	学んで実践しよう、一生使える仕事の基本が身に付くビジネスマナー講座。クレームを起さない接客術と起きてしまった時の対処法。	内 容	①70歳定年時代シニア人材を会社の力に、人手不足の解決は高齢者雇用 ②事業繁栄させる『SDGs経営』同一労働・同一賃金中小企業の対応策	①集まる求人編 ②会社の見せ方編